

## 契約書（案）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「機構」という。）神奈川県立循環器呼吸器病センター 所長 小倉 高志（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分（以下合わせて「処理」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

（法令の遵守）

第1条 発注者及び受注者は、廃棄物の収集運搬業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守しなければならない。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は次のとおりとする。

- (1) 契約の目的 産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「産業廃棄物処理業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約単価 別紙「産業廃棄物処理業務委託仕様書」第3条に記載のとおり  
(取引に係る消費税及び地方消費税相当額は別途加算する。)
- (5) 契約保証金 機構が定める契約事務取扱規程第26条第〇号の規定に基づき免除する。

2 前項第3号及び第4号の規定にかかわらず、令和7年度において、予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は解除する。

（受注者の事業範囲）

第3条 受注者の収集運搬業の事業範囲は、別表1のとおりとし、処分業の事業範囲は別表2のとおりとする。それぞれの業を管轄する自治体における受注者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。

2 前項の許可について、許可事項に変更があったとき、更新許可の申請をした場合で許可の有効期間が満了するまでに許可の更新がされないとき又は更新の許可を受けたときは、受注者は速やかに発注者にその旨を通知するとともに、変更後の許可証、更新許可申請書又は更新後の許可証の写しを本契約書に添付する。

（廃プラスチック類の再資源化等）

第4条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者から処分を委託された廃棄物に廃プラスチック類が含まれる場合は、最終処分までの過程で行われる当該廃プラスチック類に係る再資源化等の方法（「再資源化（マテリアルリサイクル）」、「再資源化（ケミカルリサイクル）」、「熱回収」、「再資源化等を行わない」のいずれか）を発注者に書面により報告するものとする。

(積替・保管の有無)

第5条 この契約において受注者は、発注者から委託された廃棄物の積替・保管を行うものとし、積替・保管施設の詳細は別表3のとおりとする。なお、受注者は、当該積替・保管の場所において、発注者から委託された廃棄物の手選別を行ってはならない。

(適正な処理のために必要な情報の提供)

第6条 発注者は、廃棄物の引渡しに先立ち、受注者による廃棄物の適正な処理のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供しなければならない。情報の提供に当たって、発注者は、環境省が作成する廃棄物データシート(WDS)の記載事項に準じ、廃棄物の種類ごとに整理して書面を作成するものとする。

- (1) 当該廃棄物の発生工程に関する事項
- (2) 当該廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (3) 当該廃棄物の性状の変化に関する事項
- (4) 他の廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項
- (5) 当該廃棄物が次に掲げる廃棄物であつて、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

ア 廃パーソナルコンピューター

イ 廃ユニット形エアコンディショナー

ウ 廃テレビジョン受信機

エ 廃電子レンジ

オ 廃衣類乾燥機

カ 廃電気冷蔵庫

キ 廃電気洗濯機

- (6) 当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

- (7) その他当該廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

2 発注者は、適正な処理、事故防止及び処理費用等の観点から、この契約の契約期間中に委託する廃棄物の性状の変更等に伴い前項の規定により提供した情報に変更があった場合は、受注者に対し、速やかに書面をもって変更後の情報を通知しなければならない。情報の提供を要する変更の範囲及び伝達の具体的な方法については、あらかじめ発注者及び受注者が協議の上、文書により定めておくものとする。

(マニフェスト)

第7条 発注者は、処分を委託した廃棄物の産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)に、必要事項を漏れなく正確に記載しなければならない。

2 受注者は、前項のマニフェストに記載された事項を直ちに確認し、誤記又は記載漏れがある場合には、廃棄物の引き取りを一時停止し、発注者に対して記載内容の修正を求めるものとする。受注者は、発注者により記載内容が適切に修正されたことを確認した後に、改めて廃棄物の引取りを再開するものとする。

(報告の徴収及び情報提供)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して廃棄物の処理状況に関する報告を求めることができる。この場合、受注者は発注者からの要求に対し、遅滞なく報告しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めた場合には、発注者は、受注者の立会いのうえ検査を実施することができる。

3 受注者は、必要があると認めるときは、第6条第1項に規定する情報のほか、廃棄物の適正な処理のために必要な情報を、発注者に対して求めることができる。この場合、発注者は受注者からの要求に応じ、遅滞なく情報を提供しなければならない。

(発注者及び受注者の責任範囲)

第9条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分業務の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反し、又はその過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の全てについて、受注者が賠償の責めを負うものとする。

3 第1項の業務の過程において、発注者の指図又は発注者の委託の内容（発注者が委託した廃棄物の種類又は性状等による原因のほか、発注者による法令違反を含む。）に起因して、受注者が第三者に損害を及ぼした場合は、その損害の全てについて、発注者が賠償の責めを負うものとする。

4 第1項の業務の過程において、発注者の指図又は発注者の委託の内容（発注者が委託した廃棄物の種類又は性状等による原因のほか、発注者による法令違反を含む。）に起因して受注者に損害が発生した場合は、その損害について、発注者が賠償の責めを負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の処理業務の全部又は一部を、他人に委託してはならない。ただし、事前に発注者の書面による承諾を得て、かつ、法令に定める再委託の基準に従って行う場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡)

第11条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(業務終了報告)

第 12 条 受注者は、この契約に基づく廃棄物の処理業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務終了報告書は、第 7 条のマニフェストの B 2 票（運搬終了報告）及び D 票（中間処分終了報告）又は電子マニフェストの運搬終了報告及び処分終了報告をもって代えることができるものとする。

（業務の検査）

第 13 条 受注者は、前条により報告書を提出した場合、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前条による報告書の受理後 10 日以内、又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに検査しなければならない。この場合、受注者に対し、検査に立ち会うことを求めることができる。
- 3 受注者は、前項の検査に立ち会うことを発注者から求められたにもかかわらず、立ち会わなかった場合、検査の結果に対して異議を申し立てることができない。
- 4 受注者は、発注者が業務の実施結果が不合格であると認めたときは、直ちに発注者の指示に従わなければならない。

（代金の支払方法）

第 14 条 受注者は、月ごとに前条第 1 項の検査で合格した処理についての請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、受注者からの適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に代金を支払う。

- 2 前項の請求金額は、月ごとの処理実績数量に第 2 条第 4 号に定める収集運搬単価及び処分単価をそれぞれ乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）とする。
- 3 代金支払場所は、株式会社三井住友銀行横浜支店とする。

（履行遅滞）

第 15 条 受注者は、この契約に基づく委託業務を契約期間内に履行することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に契約期間の延長を申し出なければならない。

- 2 発注者が前項の規定による申し出を受けた際に、特に契約期間の延長を認める必要がある場合には、受注者の申し出を承認することができる。
- 3 前項の規定により契約期間を延長する場合に、その理由が受注者の責に帰するものであるときは、発注者は違約金を徴収する。違約金は遅滞日数 1 日につき遅滞した処理の数量に第 2 条第 4 号に定める収集運搬単価及び処分単価をそれぞれ乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）（第 25 条第 1 項において「遅延利息率」という。）を乗じた額（第 5 項において「遅延利息」という。）とし、算定期間は第 2 条第 3 号に規定する契約期間末日の翌日から受注者が委託業務を完了した日までとする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が 100 円未満であるときは違約金を徴収しない。

- 4 委託業務の契約期間延長が天災地変等の事由によるもので、発注者がやむを得ないと認めるときは、違約金を徴収しない。
- 5 発注者の責めに帰する事由により、発注者が第14条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して第3項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第14条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (契約不適合責任)

第16条 発注者は、契約の履行の結果が契約の内容に適合しないとき（以下「契約不適合」という。）は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (業務の一時停止)

第17条 受注者は、発注者から委託された廃棄物の適正な処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、発注者に対して、直ちに当該事由の内容及び発注者に対する影響が最小限となる措置を講じる旨を書面により通知する。

2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、廃棄物の適正な処理が困難となる事由がやむまでの間は、新たな廃棄物の処理の委託を行わないものとし、速やかに現状を把握したうえで、適切な措置を講じるものとする。

#### (内容の変更)

第18条 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、この契約に定める委託業務の内容を変更することができる。変更にあたっては、発注者受注者協議の上、変更の内容を書面により定め、その書面を本契約書に添付するものとする。

#### (作業責任者)

第 19 条 受注者は委託業務の実施にあたり、作業責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、委託業務の指揮監督にあたらせなければならない。

2 受注者は、前項について変更があったときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

(使用承認申請書の提出等)

第 20 条 受注者は、委託業務を実施するにあたり、発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、書面により発注者の承認を得なければならない。

2 前項の規定に基づいて、受注者が発注者の所有、又は占有に係る物を使用する場合には、受注者は、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

3 前項の場合において、発注者の所有に係る物に損害を及ぼした場合には、受注者はこれを賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。

(契約の解除)

第 21 条 発注者及び受注者は、双方の合意があった場合、受注者がこの契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物の処理が完了した後に、この契約を解除することができる。

2 発注者及び受注者は、相手方が第 1 条の関係法令に違反した場合、書面により、この契約を解除することができる。

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部、又は一部を解除できる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき。

(2) 第 13 条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。

(3) 正当な理由がなく、第 16 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

(1) 第 3 条の受注者の事業範囲の許可について、その許可が取消し、又は抹消されたとき。

(2) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなけ

れば契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 本条第8項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第11条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第26条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。

ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。

エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- (10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。

ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。

イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。

ウ 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 6 第4項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として第4条に定める収集運搬単価及び処分単価にそれぞれの予定数量（予定数量に変更のあった場合は変更後の数量）を乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 7 受注者は、第4項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、第4条に定める収集運搬単価及び処分単価にそれぞれの予定数量（予定数量に変更のあった場合は変更後の数量）を乗じて算出して得た額の総額（円未満の端数切捨て）の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。
- 8 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。なお、解除により発注者に損害が生じても受注者はその賠償責任を負わない。
- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
  - (2) 発注者の責に帰すべき事由により受注者が契約を履行することができないとき。
  - (3) 発注者がこの契約に違反したとき。
- 9 この契約の定めによりこの契約が解除される場合であっても、この契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について未だ処理が完了していないものがある場合には、発注者及び受注者は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 受注者の義務違反等により発注者が契約を解除する場合
    - ア 受注者は、この契約が解除された後も、未処理の廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。
    - イ 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。
    - ウ イによる通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、発注者が負担した費用を請求し、又はこの契約に基づく発注者の債務の相当額との相殺を求めることができる。
  - (2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合  
受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するととも



に、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担により発注者の事業場に運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第 22 条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数 1 日につき、賠償金等の額に遅延利息率を乗じた額（次項において「賠償金等遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

- 2 契約金が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて賠償金等遅延利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 23 条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 24 条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。
  - (1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(労働関係法規の遵守)

第 25 条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 受注者は、労働関係法規に関して、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持等)

第 26 条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

- 2 受注者は、この契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 27 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法等)

第 28 条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用に努めるものとし、エコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第 29 条 発注者又は機構の理事長が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者又は機構の理事長は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する機構の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

(契約の費用)

第 30 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第 31 条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものと

する。

(協議事項等)

第 32 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、機構が定める会計規程に基づくほか、関係法令に従い、発注者及び受注者が誠意をもって協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 横浜市金沢区富岡東六丁目 16 番 1 号  
地方独立行政法人神奈川県立病院機構  
神奈川県立循環器呼吸器病センター  
所長 小倉 高志

受注者

別表1 (受注者の事業範囲 (収集運搬業))

	積み込み場所 (排出事業場)	荷下ろし場所 (最終目的地)			
所在地					
許可自治体 及び許可番号					
許可の有効期限					
事業の区分	産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業			
許可品目	<b>産業廃棄物</b>				
	産業廃棄物の種類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
	燃え殻				
	汚泥				
	廃油				
	廃酸				
	廃アルカリ				
	廃プラスチック類				
	紙くず				
	木くず				
	繊維くず				
	動植物性残さ				
	動物系固形不要物				
	ゴムくず				
	金属くず				
	ガラスくず・ コンクリートくず・ 陶磁器くず				
	鉱さい				
	がれき類				
	動物のふん尿				
	動物の死体				
	ばいじん				
政令第13号廃棄物					
注) 積み下ろし場所で共通して許可を受けているものの欄に、○印を付した					
<b>特別管理産業廃棄物</b>					
特別管理産業廃棄物の種類		取扱いの有無			
廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)					
廃酸 (pH2.0以下のもの)					
廃アルカリ (pH12.5以上のもの)					
感染性産業廃棄物					
廃水銀等					
廃石綿等					
金属等を含む特定有害産業廃棄物 (詳細は別添許可証のとおり。)					
廃ポリ塩化ビフェニル等					
廃ポリ塩化ビフェニル汚染物					
廃ポリ塩化ビフェニル処理物					
注) 積み下ろし場所で共通して許可を受けているものの欄に、○印を付した					

別表 2 (受注者の事業範囲 (処分業))

事業場の名称	
所在地	
許可自治体及び許可番号	
許可の有効期限	
事業の区分	
廃棄物の種類	
処分又は再生の方法	

別表 3

積 替 保 管 施 設	
所在地	
保管できる廃棄物の種類	
保管上限	
他の廃棄物との混合の可否 (注)	

注) 委託する廃棄物に安定型産業廃棄物が含まれる場合に記入する。

[契約書別添（第 27 条関係）]

（秘密等の保持）

第 1 条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第 2 条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第 3 条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

第 4 条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
- 4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

（派遣労働者）

第 5 条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第 1 条に準ずるものとする。

- 2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（従事者等の教育及び研修）

第 6 条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務及び本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

（再委託の禁止）

第 7 条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。第 6 項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。
  - (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものである。

(個人情報の取扱い及び取得)

- 第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的以外の利用禁止)

- 第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された媒体(媒体に記録された個人情報の全部又は一部を複写等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。)を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された媒体を発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

- 第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡された媒体に記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失(以下「漏えい等」という。)することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。
- 2 受注者は、発注者から媒体の引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)

- を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
  - 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
  - 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
  - 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
  - 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
    - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
    - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
    - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
    - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
  - 11 受注者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して第1項の個人情報を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）は、次の各号の定めるところにより措置を講じなければならない。
    - (1) 担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行うこと。
    - (2) 個人情報を取り扱う情報システムを使用する従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証すること。
    - (3) 個人情報を取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用すること。
    - (4) 情報システムの使用に伴う個人情報の漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用すること。
  - 12 受注者は、前2項に定める個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的に行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

- 第12条 発注者から引き渡された媒体に記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
  - 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
  - 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（漏えい等発生時の対応）

- 第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又



- は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めること及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合においては、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

- 第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。